

タッチ決済乗車取扱規則

2025年7月25日
首鉄運旅 2025 第53号

改正 2026年4月28日首鉄運旅 2026 第9号

第1編 総則

(目的)

第1条 この規則は、首都圏新都市鉄道株式会社（以下「当社」という。）において、識別番号が記録されたクレジットカード、デビットカード又はプリペイドカード（以下「カード」という。）及び携帯情報端末等に搭載しているカード機能（以下「決済媒体」という。）のタッチ決済を使用した乗車（以下「タッチ決済乗車」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条** 当社線におけるタッチ決済乗車による旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。
- 2 この規則に定めていない事項については、法令、旅客営業規則及び決済媒体発行业者が定める規程等に定めるところによる。
 - 3 この規則及びこれに基づいて定められた事項は、旅客に予告なく変更できるものとする。
 - 4 この規則が改定された場合、以降のタッチ決済乗車による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「タッチ決済」とは、近距離無線通信規格（NFC）Type A/Bを活用したEMVコンタクトレス決済をいう。
- (2) 「都度利用」とは、決済媒体を利用したタッチ決済乗車のうち、旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用するものをいう。
- (3) 「タッチ決済乗車システム」とは、提携事業者が管理するサーバ上にて、決済媒体の識別番号及び乗車時の入出場情報等を管理するクラウド型交通乗車システムの機能を利用した、電子式証票による乗車方式をいう。
- (4) 「対応改札機等」とは、決済媒体から情報を読み取るための機器をいう。
- (5) 「発行者」とは、タッチ決済を使用して乗車することができるカードを発行する者及びタッチ決済を使用して乗車することができるカード機能を提供している者をいう。

- (6)「提携事業者」とは、タッチ決済乗車システムのWebサイトを管理する事業者であるQUADRAC株式会社をいう。
- (7)「携帯情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等の機器をいう。
- (8)「対応駅」とは、対応改札機等が設置された当社線の駅をいう。
- (9)「非対応駅」とは、対応駅以外の当社線の駅をいう。
- (10)「割引期間設定」とは、都度利用において対象期間、適用区間等の条件を定めて運賃割引を行う場合をいう。

(禁止事項)

第4条 旅客は、偽造・変造または不正に作成された決済媒体を使用して乗車することはできない。

(制限又は停止)

第5条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、都度利用の乗車区間、乗車経路、乗車方法、入場方法、乗車する列車、使用可能時間等の制限又は停止をすることがある。

- 2 前項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を当社のホームページ及び関係駅に掲示するものとする。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責を負わない。

(利用履歴の確認)

第6条 旅客は、提携事業者が管理するWebサイトQ-mov eポータルサイトにおいて会員登録することで、決済媒体による乗車日、利用区間、乗車運賃等の都度利用を確認することができる。

- 2 前項の確認は、当該Webサイト等にアクセスした日から最大365日前の乗車分まで行うことができる。ただし、提携事業者に起因する特別な事情がある場合は、この限りではない。

(決済方法及び決済手段)

第7条 都度利用による決済方法は、旅客が所有する決済媒体の発行者の定めによるところによる。

- 2 都度利用に使用できる決済媒体のブランドは、VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub、DISCOVER、中国銀聯とする。
- 3 都度利用により発生した運賃は、1日単位で集計する。
- 4 都度利用により発生した運賃は、旅客が利用した決済媒体の発行者が当社に立替払いをするものとし、当該発行者は、都度利用した旅客に対して、運賃相当額の債権を取得するものとする。

- 5 発行者から旅客に対する請求方法については、当該発行者が別に定めるものとする。

(免責事項)

- 第8条** 決済媒体において、発行者に起因する旅客の損害または発行者のサービス機能にかかわる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 2 この規程に定めのない、決済媒体を使用したサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた利用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 3 旅客が携帯情報端末等の決済媒体を使用するために、利用している通信提供事業者のシステム障害及び回線障害等が起因した損害等については、当社はその責めを負わない。
 - 4 携帯情報端末等の決済媒体利用における携帯情報端末の通信費用等については、旅客が負担するものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(契約成立時期及び適用規定)

- 第9条** 都度利用に関する旅客との運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、入場時に対応改札機等による改札を受けたときに成立する。
- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの定めによるものとする。

(目的及び使用方法)

- 第10条** 都度利用は、決済媒体による対応駅相互間の乗車を目的とし、使用方法は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 決済媒体を使用して乗車するときは、対応改札機等による改札を受けて入場し、同一の決済媒体により対応改札機等による改札を受けて、出場しなければならない。
 - (2) 旅客営業規則第47条第1項（旅客の区分及びその旅客運賃の收受方）に定める大人に限るものとする。
 - (3) 入場時に使用した決済媒体を出場時に使用しなかった場合は、当該決済媒体で再び入場することはできない。
 - (4) 携帯情報端末等の故障、電池切れ、通信障害等の旅客の都合により、決済媒体が使用できない場合、タッチ決済乗車は無効として取扱い、当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により支払うものとする。
 - (5) 決済媒体を紛失したときは、前号の規定に準じて取扱う。

(取扱区間)

第11条 当社において都度利用の乗車できる区間は、対応駅の各駅相互間とする。

(制限事項)

第12条 都度利用による乗車に際し、次の各号のいずれかに該当する利用はできないものとする。

- (1) 1回の乗車につき、複数の決済媒体（カードと当該カード情報を紐づけた携帯情報端末を含む。）を同時に使用すること。
- (2) 決済媒体を使用して、乗車以外の目的で駅に入場すること。
- (3) 決済媒体と他の乗車券を併用すること。
- (4) 対応改札機等の故障、停電又はシステム障害等により取扱いができないとき。
- (5) 決済媒体の有効期限終了又は利用可能額超過等により、発行者の使用制限又は停止の措置を受け、使用できない状態になったとき。
- (6) 旅客が出場時に対応改札機等で運賃の支払いをできない経路を乗車したとき。
- (7) 決済媒体に登録された名義人本人以外が使用したとき。

(旅客の同意)

第13条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

第2章 運賃

(運賃)

第14条 都度利用で乗車した場合、旅客営業規則第52条（大人片道普通旅客運賃・大人片道IC普通旅客運賃）に定める大人片道普通旅客運賃（10円単位運賃）とし、当該入場駅・出場駅相互間の最も低廉となる運賃計算で算出する。なお、小児の旅客運賃の設定はないものとする。

(割引機能を利用した運賃)

第14条の2 都度利用による割引機能を実施する場合、利用した運賃については入場時に使用した決済媒体を継続して利用した場合に限り適用する。適用する割引は割引期間設定とする。

2 前項の割引運賃を適用する場合、その適用条件、運賃等を当社ホームページに掲示するものとする。

第3章 効力

(効力)

第15条 第10条の規定により、都度利用の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 片道1回の乗車に限り有効とする。
- (2) 1つの決済媒体につき、同時に1人のみ入場処理を行うことができる。
- (3) 入場処理された決済媒体は、出場処理が行われるまでの間、新たな入場処理を行うことはできない。
- (4) 都度利用は入場処理を行った当日限り有効とする。
- (5) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

第16条 旅客が次の各号に該当するとき、当該都度利用は無効として取扱い、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する大人普通旅客運賃と、その2倍に相当する増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 決済媒体を他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに乗車した場合
 - (3) この規則に基づかず決済媒体を使用した場合
 - (4) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 偽造、変造又は不正に作成された決済媒体を使用した場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第17条 前条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、旅客営業規則第118条（乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）の規定を準用して収受する。

第4章 特殊扱い

(同一駅で出場する場合の取扱い)

第18条 旅客は、決済媒体で対応改札機等において入場後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで往復して出場する場合は、実乗車区間の大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、決済媒体の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 決済媒体を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該駅の入場料金相当額を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(非対応駅での出場時の取扱い)

第18条の2 旅客は、決済媒体により対応駅で入場後、非対応駅で出場する場合、実乗車区間に対する大人普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、精算済みの証書を受け取るものとする。

2 旅客は、前項の規定に基づき受け取った精算済みの証書及び出場処理が未了の決済媒体を対応駅に提出し、発駅情報の消去処理を受けなければならない。なお、本項に

基づく申出を行った場合、第21条の規定は適用しないものとする。

(入場処理未了時の取扱い)

第19条 旅客は、対応改札機等による改札を受けずに入場し、入場処理がされていない決済媒体を使用して出場しようとした場合は、当該降車駅から最遠区間の大人普通旅客運賃及び第17条に規定する増運賃を現金等の方法で支払わなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車駅に対する入場処理を行い、その後、当該出場駅の出場処理を行うものとする。ただし、当該入場処理ができない場合は、乗車区間に対する普通旅客運賃を現金等の方法で支払わなければならない。

(出場処理未了時の取扱い)

第20条 旅客は、出場処理がされていない決済媒体を使用して入場しようとした場合は、決済媒体に記録された乗車駅から最遠区間の大人普通旅客運賃及び第17条に規定する増運賃を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし、旅客に特別の事由があり、かつ、当該旅客に悪意がないと当社が認めるときは、旅客から申し出のあった乗車区間に対する出場処理を行うものとする。ただし、当該出場処理ができない場合は、普通旅客運賃を現金等の方法で支払い、発駅情報の消去処理を受けるものとする。

(運行不能時の取扱い)

第21条 決済媒体で入場処理後に列車が運行不能となった場合は、次に掲げる取扱いのいずれかを選択することができる。

(1) 無賃送還

(2) 任意による旅行中止

- 2 前項第1号の取扱いを選択した旅客については、入場処理を行った駅まで無賃送還することができる。この場合、決済媒体の発駅情報の消去処理を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅客が無賃送還中の途中駅での下車を希望する場合、発駅から下車駅までの運賃相当額を途中駅において決済媒体又は現金等により収受する。なお、途中駅が非対応駅である場合、第18条の2の規定を準用する。
- 4 第1項第2号の取扱いを選択した旅客については、発駅から途中下車駅までの運賃相当額を途中下車駅において決済媒体又は現金等により収受する。なお、途中下車駅が非対応駅である場合、第18条の2の規定を準用する。

附 則

この規則は、2025年8月31日より施行する。

附 則

この規則は、2026年5月11日より施行する。